

学校施設開放事業の再開に際して
新型コロナウイルス感染防止と安全確保のために
利用団体に遵守していただく内容

令和2年6月25日

利用に際して

毎回、以下のチェックリストの各項目について確認・遵守してください。全ての項目を遵守できない場合には、運営委員会としても利用を認めることができません。また、チェックリストの運用は毎回です。守れない利用団体は利用停止とします。

学校体育施設開放事業で新型コロナウイルスの感染者が出た場合には、消毒作業等で学校を閉鎖することになります。夏休みの短縮や土曜授業など、非常にタイトなスケジュールを余儀なくされている教育現場である学校や、児童、生徒たちに多大な迷惑をかけることになります。絶対に避けなければなりません。感染症対策を徹底のうえでの利用をお願いいたします。加えて、使うことがないことを願いながら、万が一感染者を出した場合に備えて、利用団体の代表者は、参加者リスト(学校内に入られた団体のメンバー(親や一緒に連れてきた兄弟などを含む全ての方)を毎回作成して自らの責任の元、管理をお願いします。

7月中の利用について

~~美園地区外の利用者が含まれる団体は、利用することができません。~~詳しくは、管理指導員にご相談ください。

※8月以降につきましては、美園地区内の管理指導員で協議の上、各運営委員会委員長の同意を得た上で、段階的に地域を拡大していく予定です。練習試合などを組む場合につきましても、管理指導員へご相談ください。

学校の新しい生活様式「3つの約束」実践の徹底をお願いします。

- ①石鹼で手を洗う ②マスクをする ③人との間を空ける

校庭利用の注意点

- (1)遊具には触れません。
- (2)活動中の「密」状態に注意します。ソーシャル・ディスタンスを守ります。
- (3)運動中はマスクを外すことができますが、接触プレーはできるだけ避けます。
- (4)活動後は手洗い・うがいを徹底します。

体育館利用の注意点

- (1)手洗い・うがいをしてから入館します。
- (2)道具類を各団体で決めた場所に置きます。(マットや跳び箱の上には置きません)
- (3)マット、跳び箱には座れません。肋木等にも触れません。
→使用したい場合は、学校から提示された消毒方法を厳守することを管理指導員へ伝え、委員長の許可を取ってください。
- (4)活動中の「密」状態に注意します。ソーシャル・ディスタンスを守ります。
- (5)運動中はマスクを外すことができますが、接触プレーはできるだけ避けます。
- (6)活動後は手洗い・うがいを徹底します。
- (7)活動終了後は、入口、ドア等の使用した範囲の清掃と消毒をします。
- (8)常時換気、風通しが良い状態を保つことを徹底します。
(換気により影響の出る種目だという理由が通りません。)

利用に際しての事前チェック項目

- 風邪の症状や息苦しさ、強いたるさ、軽度であっても咳・咽頭痛等の症状がある者は利用しないこと
- 過去2週間以内に発熱・風邪等の症状がある者は利用しないこと
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合には利用しないこと
- 利用前には団体関係者全員の検温を行い、代表者はそれを確認すること
- 学校内では屋内屋外を問わず、マスクを着用すること(運動時除く)
- 保護者による送迎等は必要最小限にすること
- 利用団体で手洗い石鹼やアルコール(消毒用、清掃用)を確保すること
- 保護者の当番を必要最低限人数で運営すること

※手洗い石鹼やアルコール製剤については運営委員会からも供給します。必要になったら、前もって管理指導員へご連絡ください。(予算関係もありますので、全てを貰えるかといった判断は、現時点でお約束できません。ただ、運営費として毎年積み立てている部

分もありますので、その部分の使用も含めて対応したいと思います。（ご理解のほどよろしく
お願ひします。）

利用中のチェック項目

- 利用中は常に換気を行い、こまめな手洗い、手指の消毒を徹底すること
- 利用者同士の接触を避け、利用中はお互いの距離(2mを目安)を確保すること
- ※強度の高いスポーツの場合には、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
- 接触のあるプレーは避けること
- 運動中に痰や唾を吐く行為を行わないこと
- 大きな声で会話、応援等をしないこと
- ミーティング中も三密を回避すること
- 飲料やタオルの共用をしないこと
- 利用団体が利用者に飲料等を提供する際には、必ず使い捨ての容器を用いること

利用後のチェック項目

- 施設利用後は、消毒液(アルコール製剤)を使用して利用した範囲の清掃を徹底すること
- ※特に学校施設のもの(ドアノブ、トイレ、スポーツ用具(ポール、ネット等)
- 飲み残しの飲料を含め、ゴミは全て持ち帰ること
- 利用終了後は、速やかに学校から退出すること(早めに来て遊んだり、解散後も残ったりしないようにします)
- 利用団体から新型コロナウイルス感染者が出た場合には、速やかにスポーツ振興課(さいたま市役所の代表電話:048-829-1111)、学校、管理指導員へ報告すること